

令和 5 年度  
沖縄市介護施設等就職支援業務委託 仕様書

**1 委託業務名称**

令和 5 年度沖縄市介護施設等就職支援業務委託

**2 契約期間**

契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日まで

**3 目 的**

市内介護施設等の人材確保及び育成の支援を行い、人材不足の解消を目的とする。

- ①就職説明会の開催等による求人情報の提供
- ②職場定着を支援するための研修等の実施
- ③求職者等に対する職場見学等の機会の提供
- ④高校生等に対する介護施設の魅力普及啓発活動

**4 業務内容**

(1) 就職説明会の開催

(ア) 実施時期・回数

8 月 12 日又は 19 日に対面形式で開催することとし、1 回開催とする。

※台風等の悪天候の場合は双方で協議を行うこととする。

(イ) 実施会場

沖縄市農民研修センター 大研修室

(ウ) 対象者

求職者、介護の仕事に興味のある方など（一般・学生不問）

(エ) 参加企業

参加企業は、20 者程度とし、沖縄市内に介護施設を有することとする。

(オ) 参加企業への支援

参加する企業へ就職説明会当日の流れ、企業アピール方法の説明、参加企業が抱える疑問点の解消等を目的としたオリエンテーションを開催すること。

(カ) 説明会の運営

参加者と参加企業が対面でき、参加企業ごとにブースを設置すること。

参加企業の情報掲示コーナー及び参加者が相談できるブースを設置すること。

(キ) 独自提案

会場周辺にキッチンカーを設ける等の集客に効果的な業務を提案すること

(ク) 参加者及び参加企業へのアンケート実施

参加者、参加企業にアンケートを実施し、集計・分析を行うこと。

(2) 研修会の開催

(ア) 雇用主向けの研修会

雇用主を対象にマネジメント等の研修を開催すること。

(イ) 従事者向けの研修会

現場で働くリーダー職員に対し、人材育成等について研修を開催すること。

(ウ) 開催時期・回数

(ア)(イ)を対象者が参加しやすい日程で各1回開催すること。

(3) 職場体験・見学

(ア) 市内高校、施設と連携し学生、求職者等を対象とした職場体験、見学を実施すること。

(イ) 参加者及び受入企業へのアンケート実施し、集計・分析を行うこと。

(4) 高校生等に対する就職支援等啓発活動

(ア) 市内高校の学生に対し、介護職の魅力に関する介護ロボット等を使用した体験型セミナーを実施することまたはその他魅力に関するセミナーを開催すること。

(イ) 開催時期・回数

契約締結日から令和5年12月28日までに1回以上開催すること。

(5) 周知に関すること

就職説明会及び職場体験・見学の広報に関しては、次のとおりとする。

(ア) 広報媒体

新聞広告、WEB広告、SNS等の効果的な広報媒体を活用し周知を図ること。

(イ) チラシ・ポスター

市の施設へ配布用・掲示用として広報チラシ・ポスターを作成するため、印刷製本デザインを提供すること。

(ウ) 求人票

就職説明会参加企業の求人票等冊子を作成するため、求職者に対し効果的かつ簡潔な印刷製本デザイン及び求人票を提供すること。

※(イ)(ウ)について、印刷製本に関するデザイン費は業務委託料に含むこととし、印刷費は本市が負担する。

(6) 就職説明会及び各研修会共通

緊急時対応マニュアルを作成し、参加者を対象としたレクレーション傷害保険等へ加入すること。

## 5 中間報告及び成果品

(1) 中間報告

就職説明会で実施したアンケート結果の中間報告を開催後2週間後までに提出すること。

(2) 成果品

(ア) 電子データ①：就職説明会等資料

(会場図・各施設資料・画像・来場者アンケート・各研修会データ等)

(イ) 電子データ②：エクセル形式の CSV データ (来場者アンケート集計結果)

※電子データは、CD又はDVDの1部とする。

## 6 その他

(1) 業務の詳細や工程等の管理については、沖縄市と十分に協議すること。

(2) 本業務に関連する個人情報の取り扱いについては、十分留意して情報が外部に漏洩しないよう対策を講じることとし、契約終了後も同様とする。

(3) 業務に関する資料及び成果品等は、全て沖縄市に帰属するものとし、沖縄市の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。

これについては、契約終了後も同様とする。

なお、本業務に使用する写真等についてはその著作権者（著作権者）に承諾を得るなど法的に留意しながら進めることとする。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

(4) 委託業務に関して委託者から提出されたデータは、委託者の承諾を得ることなく使用、公表及び貸与してはならない。

(5) 業務終了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正や補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。

(6) 本業務の履行にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方で協議を行い定める。